

令和7年度

105m 造波水路における消波工実験補助業務

特記仕様書

令和7年10月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、当研究所所有の 105m 造波水路実験施設を使った消波工の安定性を検証する実験の補助業務として、実験模型及び計測器設置、実験実施・計測、結果の整理、被害率の算定、模型及び計測器の撤去を行うものである。

2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 105m 造波水路（別紙 1 参照）

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 23 日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は、休日として設定している。

4. 支給材料及び貸与物件

- (1) 貸与物件は、表 4－1 のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表 4－1 貸与物件

品名	品質、規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
波高計		台	3	105m 造波水路	契約締結後
					実験終了後
ビデオカメラ		台	3	105m 造波水路	契約締結後
					実験終了後
消波ブロック 模型	高さ 12.5cm 程度	個	300	105m 造波水路	契約締結後
					実験終了後
被覆ブロック 模型		式	1	105m 造波水路	契約締結後
					実験終了後

5. 業務仕様

5－1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和 7 年 4 月）の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 水理模型実験

5-3-1 実験模型及び計測器設置

受注者は、表4-1で貸与する消波ブロック模型、被覆ブロック模型及び波高計を別紙3及び別紙4に示す断面に合わせて設置する。模型配置の詳細については、調査職員より提示する。なお、実験模型及び計測器設置には3日程度を想定しているが、2人以上で作業すること。

5-3-2 実験実施・計測

受注者は、別紙3及び別紙4に示す断面において、不規則波による消波ブロックの安定実験を実施する。実験では、消波ブロック模型の移動を撮影するとともに、設置した波高計による計測データを取得する。実験の詳細については調査職員より提示する。波高の測定成果については、堤前波に対応した1波ごとのピーク値を求め、統計処理を行って最高値や有義値などを算出し、実験終了後速やかに調査職員に報告するものとする。なお、実験実施・計測には4日程度を想定しているが、2人以上で作業すること。

5-3-3 結果の整理

受注者は、本実験で収集されたデータから、波高計測したデータを変換し、調査職員が指定するグラフソフトで表示できる形式で整理を行う。また、各実験項目で指定したデータ処理の結果を整理する。データ整理方法の詳細については、調査職員より提示する。

5-3-4 被害率の算定

受注者は、本実験で収録した写真や動画を基に、各実験ケースの消波ブロックの被害率を算定する。被害率の算定の詳細については、調査職員より提示する。なお、被害率の算定には2日程度を想定している。

5-3-5 模型及び計測器の撤去

受注者は、実験終了後に消波ブロック模型、被覆ブロック模型及び波高計を撤去する。なお、模型及び計測器の撤去には2日程度を想定している。

5-4 報告書作成

受注者は、5-3で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

5-5 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回を行うも

のとする。なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書（発注図面含む）、業務計画書、報告書、納品図面、写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で1部提出するものとする。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と調整のうえ決定するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。

また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに契約変更を行うものとする。

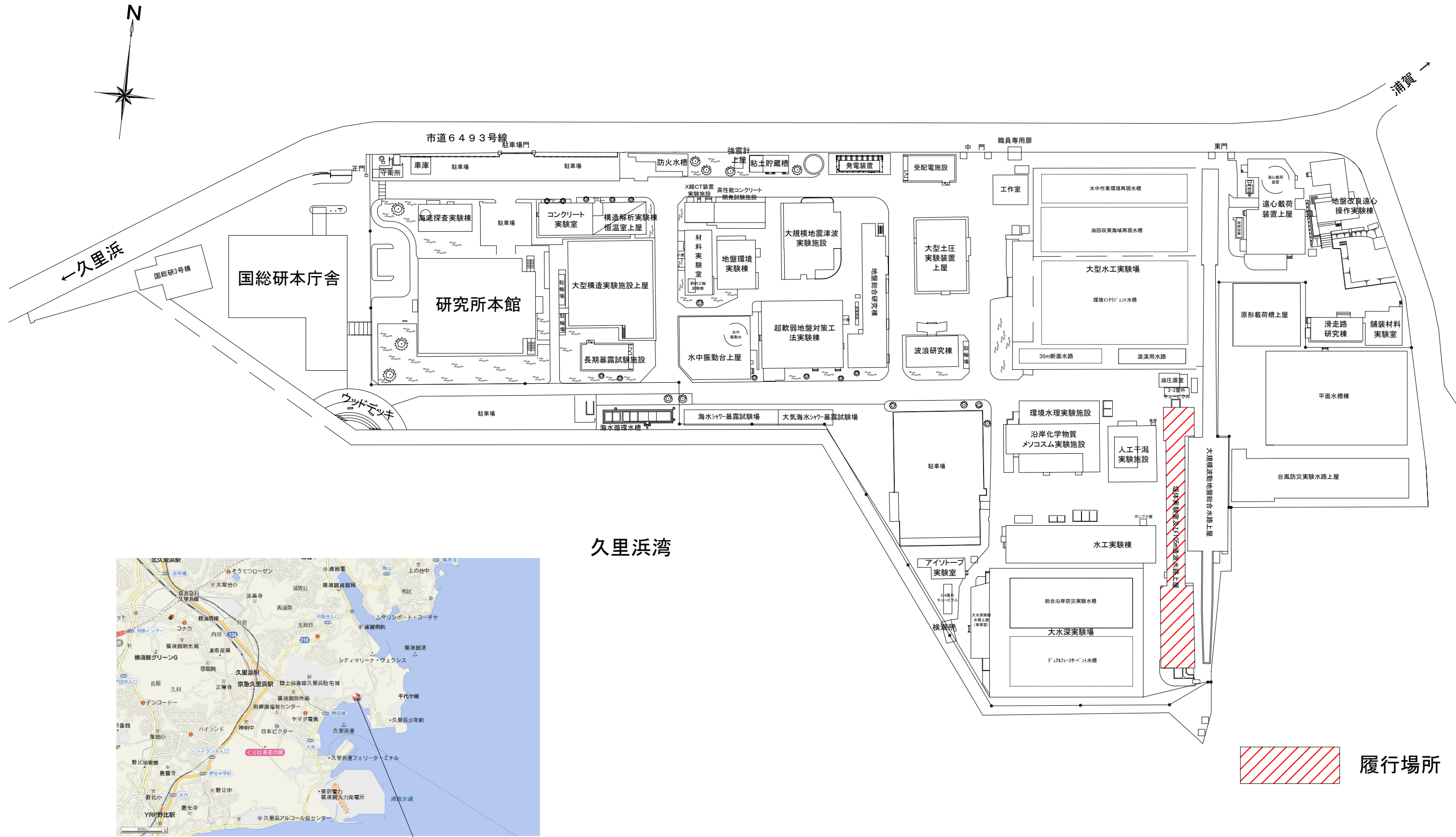
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本業務遂行中に、建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。
- (4) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。
- (5) 受注者は、建設機械を使用する場合には、低騒音・低振動のものを使用しなければならない。また、建設機械の使用にあたっては、有資格者を配置しなければならない。
- (6) 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に調査職員の承認を得るものとする。また、資機材の運搬にあたっては、他の交通の妨げにならないようにしなければならない。
- (7) 本業務において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。
- (8) 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェ

スト)又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、調査職員に提示しなければならない。

(9) 受注者は、当所の所有するクレーンを使用することができるものとする。なお、クレーンを使用する場合は、「クレーン・デリック運転士免許」又は「クレーン限定免許」並びに「玉掛技能講習修了証」を有している者を配置しなければならない。

(10) 受注者は、実験において当所内で使用する電力、用水を無償で利用できるものとする。

以 上



履行場所

案内図

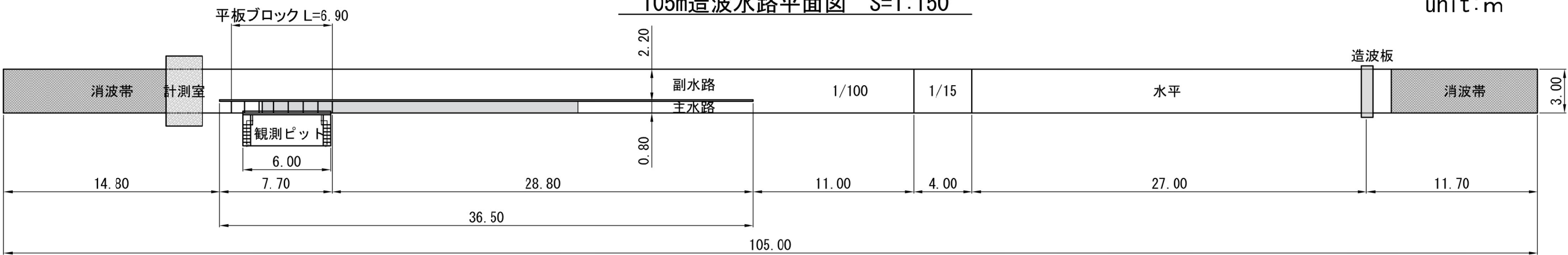
横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

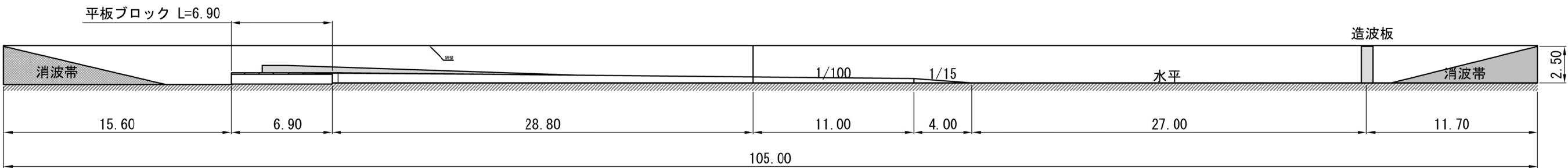
105m造波水路全体図

105m造波水路平面図 S=1:150

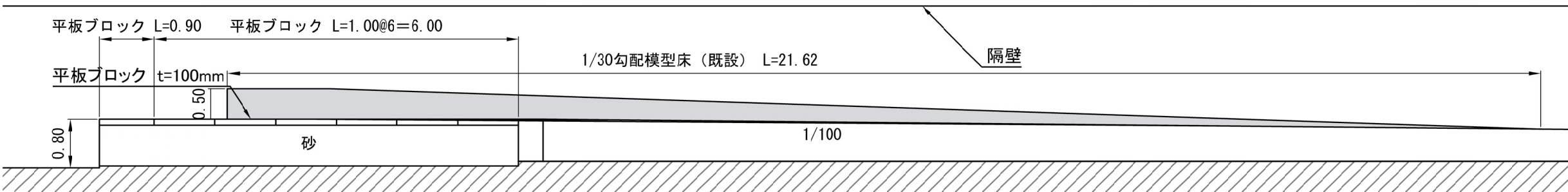
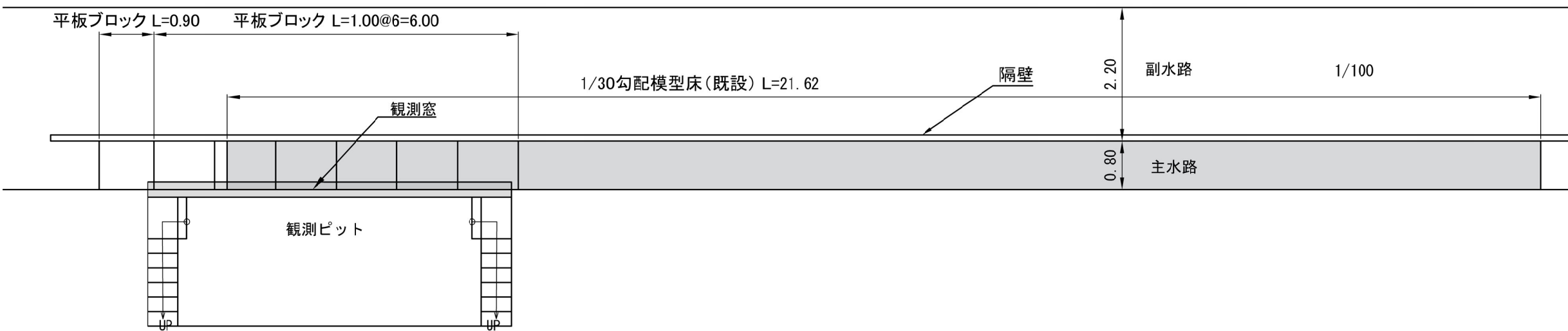
unit:m



105m造波水路断面図 S=1:150



観測窓部拡大図 S=1:40



実験断面図（１） S=1:10

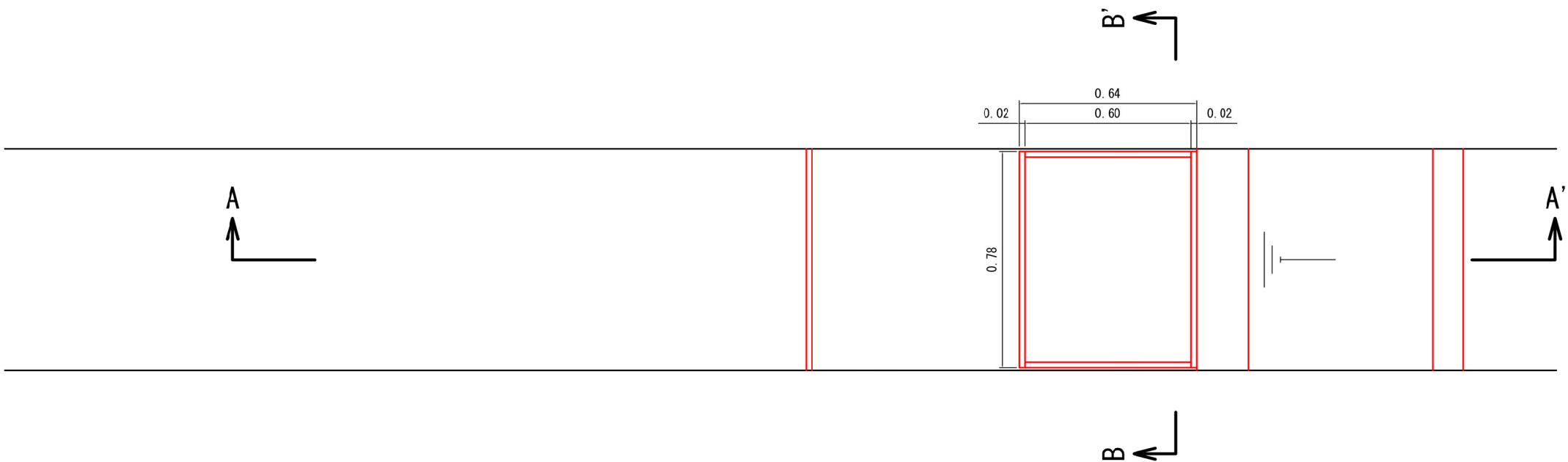
別紙 3

消波ブロック被覆堤

平面図

unit:m

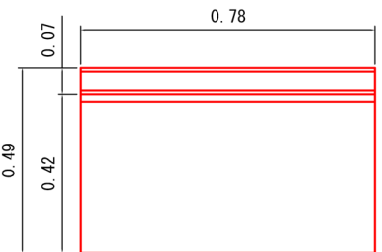
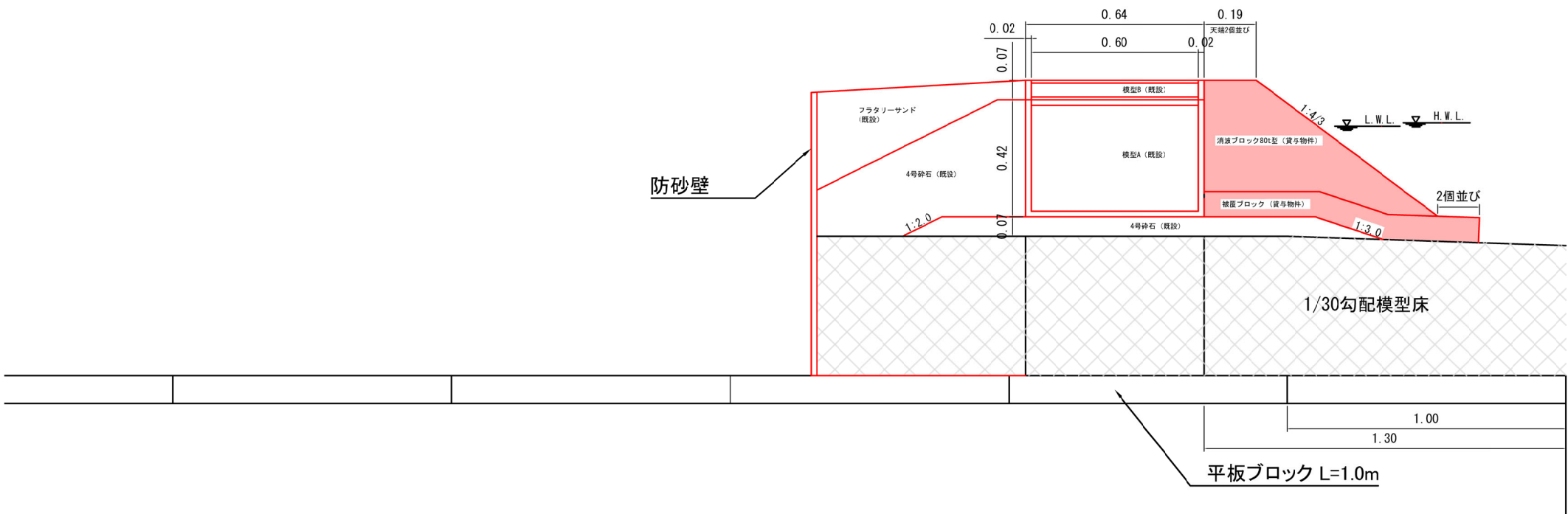
:設置対象



断面図

A-A' 断面

B-B' 断面



平板ブロック L=1.0m

実験断面図（2） S=1:10

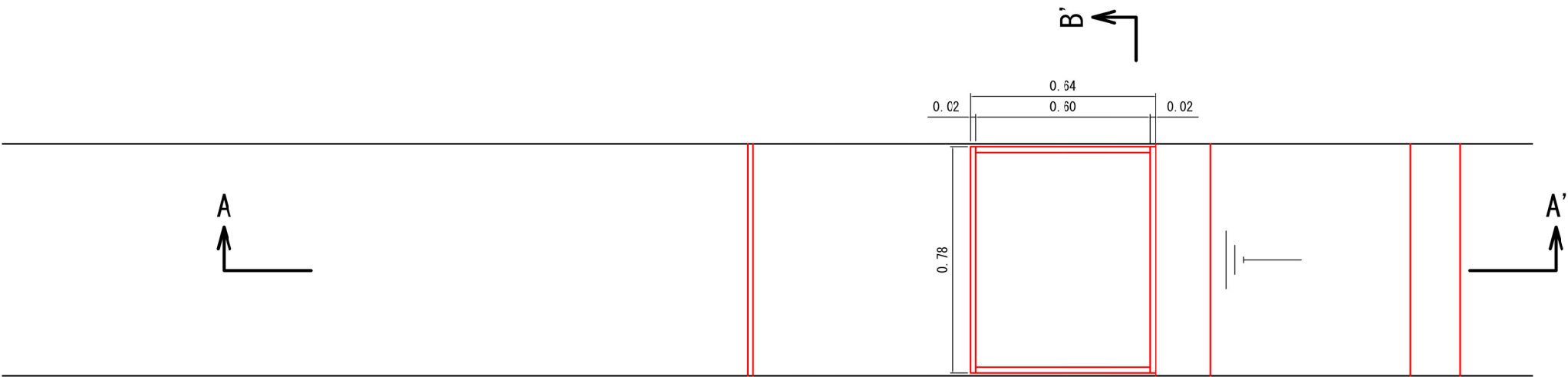
別紙 4

消波ブロック被覆堤

平面図

unit:m

■:設置対象



断面図

A-A' 断面

B-B' 断面

